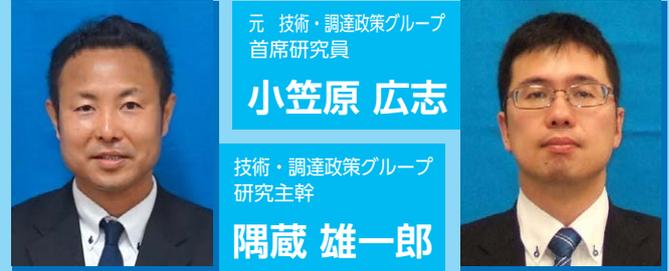


調査・設計等業務における品質を踏まえた入札・契約方式の取組と地方公共団体への展開に関する考察について



1 背景

令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法という）」が改正され、工事の上流工程に当たる業務が広く本法律の対象として位置づけられた。本法において、調査・設計等業務の品質確保が法律上明確に発注者に求められることとなり、国だけでなく、地方公共団体においても、業務の品質確保に対するより一層の取組が求められる状況となっている。

一方、令和元年4月から働き方改革関連法が施行される等、公共工事、業務に携わる発注者、受注者において、長時間労働の是正などの働き方改革の推進が急務となっており、業務の生産性向上や入札・契約も含めた各種手続きの効率化が求められる状況となっている。

本稿では、国土交通省における業務の入札・契約の主な実施状況を示すとともに、令和元年の品確法の改正及び働き方改革関連法の施行などの背景を踏まえ、業務の効率化や品質確保の観点からその課題について考察する。加えて、地方公共団体における調査・設計等業務の品質確保に向けた入札・契約方式の適用の取組について考察を行う。

の3方式であったが、平成30年度には、総合評価は全体の半分以上を占めるまでになり、価格だけでなく、技術力で選定する方式が拡大している（図2-1）。

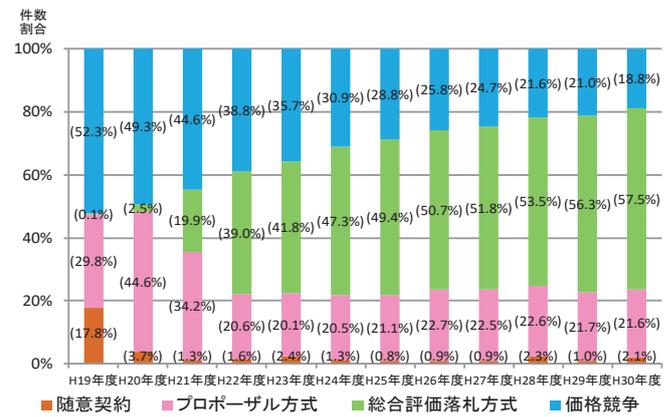


図2-1 発注方式別件数割合の推移*1

平成21年度以降の発注方式別の業務成績評定点の平均値をみると、各発注方式ともに評定点が年々高くなっている。また、各年度ともにプロポーザル、総合評価、価格競争の順に高くなっており、技術力をより優位に評価する発注方式の評定点が高いことが分かる（図2-2）。

2 国土交通省における入札・契約の主な取組状況と課題に関する考察

2.1 国土交通省における入札・契約の主な取組状況

まず、調査・設計等業務における昨今の入札・契約の主な動向を整理する。

平成17年に品確法が制定されたのを受け、工事では平成17年度から、業務では平成20年度から総合評価落札方式（以下、総合評価という）が本格的に導入された。総合評価が導入されるまでは、業務の入札・契約方式は、価格競争、プロポーザル方式（以下、プロポーザルという）、随意契約

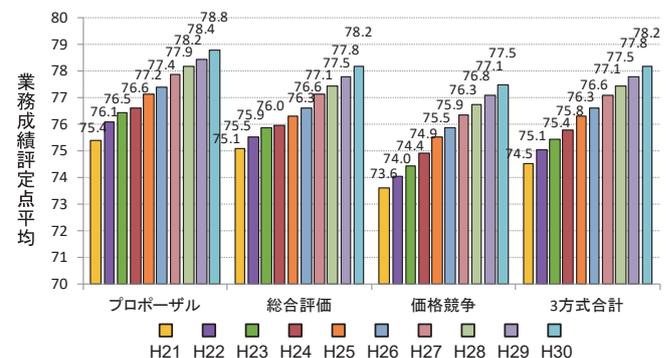


図2-2 発注方式別業務成績評定点の平均の推移（全業種）*2

【配点案】総合評価落札方式（標準型）

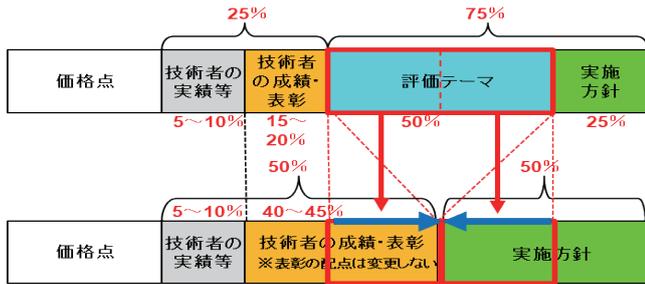


図2-7 「技術者評価を重視した選定」の配点構成^{*7}

管理技術者の過去の成績と当該年度の成績の関係についてみると、過去4年間の成績の平均点が高い管理技術者ほど当該年度の成績の平均が76点以上となる者の割合が高くなる傾向がみられた（図2-8）。一方、評価項目の配点割合と成績の関係を見ると、評価テーマの配点が大きくなっても成績は向上していないが、技術者の実績の配点が大きくなると成績が向上する傾向が見られた^{*8}。この分析結果を踏まえて当該試行が実施された。

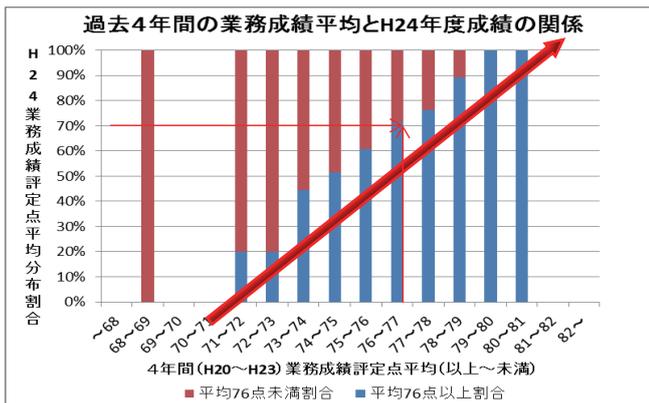


図2-8 過去の業務成績と当該年度の業務成績の関係^{*8}

フォローアップの結果、事務手続きの負担の軽減や適切な者と契約できたとの認識が得られ、当該試行による事務負担の軽減や品質に対して悪影響がなかったことが確認されている^{*9}。

2.3 今後の調査・設計等業務における発注方式の改善に関する考察

(1) 手続きの簡素化（技術審査の効率化）の取組

前節で示したように、国土交通省の業務の入札・契約方式は技術力を審査する方式の割合が7割を超えるまでに増加している。一方、入札時の技術提案書の作成（受注者）、審査（発注者）等の事務負担については留意が必要である。

働き方改革の実現に向け、入札契約にかかる事務手続きについても、品質を確保しつつ、手続きの簡素化・効率化が必要であり、比較的容易に取り組める以下の取組を進めてはどうか。

① 「技術者評価を重視した選定」の活用検討

技術提案の作成・審査等の負担を削減し、手続きの簡素化を図るため、多様な入札契約方式の一つとして、「技術者評価を重視した選定」に位置付けて、適用業種を拡大するなど、更なる活用の検討を行ってはどうか。

ただし、品質に関するデータ分析や適用対象とする業務の選定、また、特定の技術者や企業に契約が偏らないような配慮や対応策の検討が必要である。

一方、入札参加要件の一つに、管理技術者の手持ち業務量が10件未満かつ4億円未満であることが規定されている。そのため、優良な成果を期待できる管理技術者の受注が制限されてしまう恐れがあり、発注者や国民にとって、優良な業務成果を得られる機会が失われてしまっている可能性も考えられる。「技術者評価を重視した選定」を更に効果的に活用する上でも、管理技術者の手持ち業務量と業務成果との実態について把握の上、手持ち業務量の制限の緩和や運用ルールの見直しについても検討の余地があると推察される。

② 「発注方式選定表」の見直し

技術評価を行って選定しなくても、品質が確保される見込みが高い業務については、発注方式を見直し（プロポーザル・総合評価→価格競争）、技術評価にかかる負担の軽減をはかってはどうか。一方で、検討の結果、技術評価を行った方が品質の向上が望める業務については、技術力を優位に評価する発注方式に見直すこともありうる。

国土交通省では、「発注方式選定表」の見直しを検討する方針を打ち出しているが、検討の際には、現場の実態（地域の特性、発注業務の特徴、現場担当者の考え方、等）や受注者側の業務遂行の実態等に留意が必要である。

3 地方公共団体の発注方式の改善に向けた取組の考察

3.1 地方公共団体における入札・契約方式の取組状況

地方公共団体においては、プロポーザルや総合評価などの技術力で契約相手を選定する方式の導入が、国と比べると進んでいない状況である（図3-1）。

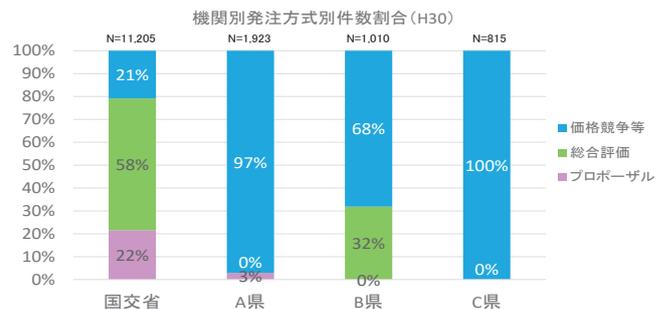


図3-1 発注機関別の発注方式別件数割合^{*10}

地方公共団体において、プロポーザルや総合評価を導入していない理由として、「発注方式の設定基準がない」、「現在のところ指名競争で課題が発生していない」、などが挙げられている（表3-1）。

表3-1 プロポーザル方式等を導入していない理由^{*11}

	プロポーザル方式		総合評価入札方式	
	導入の有無	導入していない理由	導入の有無	導入していない理由
A県	本格的に導入	—	導入していない	高い構想力や技術力が求められる業務についてはプロポーザル方式により適切に評価できているため。
B県	試行的に導入	(具体的な基準なし)	試行的に導入	—
C県	導入していない	指名競争入札、又は、随意契約であるため、発注方式の設定基準がない	導入していない	指名競争入札を実施しており、現在のところ特に課題等発生していない

令和元年の品確法改正により、業務成果の品質確保の観点からプロポーザル等の技術力による選定がより重要となっており、地方公共団体においても、業務の成果の品質向上が期待できる発注方式の導入促進が求められる。

3.2 地方公共団体における発注方式の改善に関する考察

地方公共団体において、技術力で評価する発注方式の導入を推進していくためには、できるだけ取組やすい環境を整備し、ハードルを低くすることが必要である。そのためには入札手続きはできるだけ簡素化することが重要である。また、手続きで迷うことなく、適切な発注方式の選定を支援できるようなガイドラインや発注方式選定表などのツールの整備が必要となる。

多様な入札契約方式の制度設計や運用のためのガイドラインの作成と見直し等は、国土交通省において先導的に取り組まれている。地方公共団体では、それらの成果を参照することで、効率的に制度やツールの構築が可能である。ただし、国土交通省の仕組みをそのまま持ち込んでも、地域固有の事情により、それがうまく機能しないことも想定されるため、地方公共団体ごとにそれぞれの地域特性・事情を踏まえたカスタマイズが必要である。

品確法が改正され、調査・設計等の業務においても、品質や担い手の確保が発注者の責務として位置づけられたことおよび前述した内容を踏まえ、地方公共団体においては、プロポーザルや総合評価の導入促進に向けて、以下の取組を進めてはどうか。

(1) ツール類の整備

発注の手間を少しでも軽減するため、国土交通省等の成果を活用し、発注の際に必要な情報や様式が一つにまとめられている以下のツールの整備を行う。

- ①各地方公共団体版の運用ガイドラインの作成
- ②評価項目と配点割合の整備
- ③各地方公共団体版の発注方式選定表の作成
- ④手続きに必要な各種文書、様式類の整備
- ⑤啓発用のパンフレット類の作成

(2) 成果の品質をモニタリング・活用する仕組みの整備

新しい取組の効果を測定し、課題を見つけ改善できるようにすることと、地域の担い手の育成につながるよう、成果の品質をモニタリング・活用する以下の取組を行う。

- ①業務成績評定要領の作成
- ②優良業務・優良技術者表彰制度の運用
- ③他機関との業務成績等の情報共有と活用の取組の推進

(3) 導入のハードルを下げる

プロポーザルや総合評価の手続きになれるため、まずは簡易な技術評価を行う方式の導入から始める。

- ①簡易型プロポーザル・総合評価の導入

4 今後の課題

上記2.3、3.2で考察した改善の取組の実施に向けた課題としては以下が挙げられる。

- ・これまで取り組んでいなかった発注方式の導入に際しては、業務内容に応じて適切に地域要件を設定するなど、地方のコンサルタント等の担い手の確保・育成への配慮がこれまでと同様に必要である。
- ・地方公共団体の発注方式の検討の際には、住民への説明責任の観点から、客観データによる現状の調査・分析の結果に基づき、地域特有の事情も踏まえて適用を検討する必要がある。
- ・構築した仕組みについては、継続的にモニタリングし、改善を行っていくことが重要であり、そのためのデータの収集とストックが必要である。

JICEでは、国土交通省の入札・契約に関する各種データの分析と施策の評価等の実績を有しており、今後は、そのノウハウを活かして、地方公共団体における入札・契約制度の改善に向けて協力できるよう研究を進め、国のみならず、地方公共団体の業務の成果の品質向上に寄与し、もって国民の福祉の向上に貢献して参りたい。

【出典・参考資料】

- ※1,2,3,4: 調査・設計等業務に関する入札・契約の実施状況（平成30年度年次報告・詳細版）国土技術政策総合研究所
- ※5: 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成27年11月（平成31年3月一部改定）国土交通省）
- ※6: 令和2年2月5日 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会（令和元年度 第1回）資料3
- ※7,8: 平成26年2月28日 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会（平成25年度 第1回）資料6
- ※9: 平成26年12月25日 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会（平成26年度 第1回）資料-2
- ※10,11: 令和2年2月5日 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会（令和元年度 第1回）資料3